

国民年金のお知らせ

多治見社会保険事務所・☎0255

前納がお得です！ 国民年金保険料

一定期間（1年間分または半年分）の保険料を前もって納める「前納」は、毎月納めるのに比べれば手間が掛からず、納め忘れることもありません。また、一定額の割引があるので大変お得な制度です。

保険料を5月1日までに前納すると…

**1年前納：166,320円→163,370円
年間で2,950円お得です！**

**半年前納：83,160円→82,480円
半年で680円お得です！**

※保険料の月額を13,860円で算出

ご注意ください！

- 口座振替により毎月納めている方で、前納を希望される場合は、口座から引き落としできませんので、早めに多治見社会保険事務所へ連絡してください。「前納用納付書」を送付しますので、5月1日までに

お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

- 口座振替により「1年前納」「半年前納」されている方は、5月1日に指定された口座から引き落としされます。なお、口座振替による前納は、納付書による前納に比べさらにお得になっています。

1年前納＝162,830円 半年前納＝82,220円

- 納付書で納めている方で、前納を希望される方は、「前納用納付書」で5月1日までに近隣の金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。
- 5月以降に前納を希望される方は、申し出をされた月から翌年3月までの前納ができますので、多治見社会保険事務所へお申し出ください。

詳しくは、多治見社会保険事務所へどうぞ。

ご存じですか 国民年金保険料学生納付特例制度

「学生納付特例制度」は、在学期間中の国民年金保険料を、社会人になってから納付することができる制度です。

対象となる学生は、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下である方です。

承認期間は、4月から翌年3月までとなり、毎年申請が必要となります。

この制度の適用を受けようとする方は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」を市役所、または最寄りの支所へ提出してください。

手続きに必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 学生であることを証明するもの（提示すれば添付の

必要はありません）

各種学校については、厚生労働省令で個別に定められた教育施設を除いて、修業年限が1年以上である旨が記載されている学生証もしくは、学生証では修業期間が分からない場合は、学校が発行する修業年限が1年以上の課程であることの証明書が必要となります。

- 前年の所得状況を明らかにすることができる書類（平成18年度の市県民税が、土岐市で課税される方は必要ありません）
- 印鑑（学生本人が、申請書記入欄に署名する場合は必要ありません）

詳しくは、市役所市民課国保年金係・国民年金担当（内線137・138）、または多治見社会保険事務所へどうぞ。

